

国見町告示第9号

国見町水道条例施行規程を次のとおり定める。

令和8年2月10日

国見町長 村上 利通

国見町水道条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国見町水道条例（平成9年国見町条例第19号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構成及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

(給水装置新設等の申込)

第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みは、給水装置工事施工承認申込書（第1号様式）の提出をもって行う。

(利害関係人の同意書の提出)

第4条 条例第7条第3項の規定により町長が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号に該当する場合とし、その提出者はそれぞれの該当各号に定める者とする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 給水装置所有者の給水管所有者分岐同意書（第2号様式）

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき 土地又は家屋所有者の土地家屋使用承諾書（第3号様式）

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき 給水装置工事申込者の誓約書（第4号様式）

(給水装置使用材料)

第5条 町長は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、国見町指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により町長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 条例第8条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。こ

の場合において、町長は、指定した内容において一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 配水管への取付口位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。
 - (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破損及び浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流し、湯沸器、特殊器具、機械の設置箇所その他水を入れ又は受ける器具及び施設等に給水する装置にあつては、手前に止水栓を取り付け、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
- 2 条例第 8 条の規定により町長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 19 条第 1 項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業用品又はその包装容器若しくは送り状に同法第 17 条第 1 項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付するところの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
 - (2) 製品が政令第 6 条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したものの
 - (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第 6 条に定める構造及び材質基準への適合性を証明したもの
- 3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により町長がやむを得ないと認めた場合は、前各項の規定により町長が指定した材料以外の材料を使用することができる。この場合において、町長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないとき、当該材料の使用を制限することがある。
- 4 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合において、給水装置及び水質の保全等による責任の分界点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。
- (給水管の口径)
- 第 7 条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。
- (給水管埋設の深さ)
- 第 8 条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては 60 センチメートル以上、私道内においては 60 センチメートル以上、宅地内においては 40 センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、

この限りでない。

(メーターの設置位置等)

第9条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(危険防止の措置)

第10条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれがない構造でなければならない。

2 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

3 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第11条 開渠を横断して給水管を布設するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、適切な凍結防止のための防護措置を講じなければならない。

4 酸又はアルカリ等によって侵されるおそれのある箇所並びに温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込)

第12条 条例第13条に規定する給水の申込みは、上下水道使用異動届(第5号様式)の提出をもって行う。

(代理人の選定届等)

第13条 条例第14条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、代理人選定(変更)届(第6号様式)により行う。

(メーターの損害弁償)

第14条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又は毀損したときは、メーター亡失(毀損)届(第7号様式)を町長に届出しなければならない。

2 町長は、条例第17条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、購入価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止等の届出の様式)

第15条 条例第18条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を中止しようとするときは、上下水道使用異動届の提出をもって行う。

(2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、上下水道使用異動届の

提出をもって行う。

(3) 給水装置所有者に変更があったときは、上下水道使用異動届の提出をもって行う。

(4) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届（第 8 号様式）の提出をもって行う。

(5) 消火栓を消火に使用したときは、消防用水使用届（第 9 号様式）の提出をもって行う。

（給水装置及び水質検査の請求）

第 16 条 条例第 21 条第 1 項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書（第 10 号様式）の提出をもって行う。

（料金等の納入期限）

第 17 条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、水道料金（以下「料金」という。）にあっては納入通知書を発したその月の末日、その他の納入金は、別に定めがない限り納入通知書を発した日から 14 日以内とする。

（過誤納による精算）

第 18 条 料金を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

（使用水量の認定基準等）

第 19 条 条例第 26 条の規定による使用水量及び用途の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。

(2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前年同期の使用水量又は前期、翌期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは見積量による。

（料金の軽減又は免除）

第 20 条 条例第 31 条の規定により軽減又は減免できる場合は、次の各号に該当するもののうち、町長が認めたものに対して行う。

(1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

(2) 不可抗力による漏水に起因する料金

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が公益上前 2 号に掲げるもののほか特別な理由があると認めたもの

2 前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、町長が別に定める場合を除き、水道使用料軽減申請書（第 11 号様式）の提出をもって行う。

3 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、軽減又は減免の処分を決定し、その結果を該当申請者に対し通知するものとする。

（措置命令）

第 21 条 条例第 32 条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（第 12 号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（水道使用上の注意）

第 22 条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第 23 条 条例第 39 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者のうち、有効容量の合計が 5 立方メートルを超え 10 立方メートル以下にあつては、福島県給水施設等条例（昭和 54 年福島県条例第 39 号）により、有効容量が 5 立方メートル以下にあつては福島県飲用井戸等衛生対策要領（平成元年 9 月 30 日付け元環衛第 463 号福島県保健環境部長通知）に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

附 則

この規程は、令和 8 年 2 月 10 日から施行する。

第 1 号様式(第 3 条関係)

給水装置工事施行承認申込書 [別紙参照]

第 2 号様式(第 4 条関係)

給水管所有者分岐同意書 [別紙参照]

第 3 号様式(第 4 条関係)

土地家屋使用承諾書 [別紙参照]

第 4 号様式(第 4 条関係)

誓約書 [別紙参照]

第 5 号様式(第 12 条、第 15 条関係)

上下水道使用異動届 [別紙参照]

第 6 号様式(第 13 条関係)

代理人選定(変更)届 [別紙参照]

第 7 号様式(第 14 条関係)

メーター亡失(毀損)届 [別紙参照]

第 8 号様式(第 15 条関係)

消火栓演習使用届 [別紙参照]

第 9 号様式(第 15 条関係)

消防用水使用届 [別紙参照]

第 10 号様式(第 16 条関係)

給水装置・水質検査請求書 [別紙参照]

第 11 号様式(第 20 条関係)

水道使用料軽減申請書 [別紙参照]

第 12 号様式(第 21 条関係)

給水装置の管理義務違反に関する指示書 [別紙参照]

第1号様式（第3条関係）

<h2 style="margin: 0;">給水装置工事施工承認申込書</h2>		受付番号 <div style="text-align: right;">号</div>
国見町長 様 国見町水道条例第5条の規定により、給水装置工事の申し込みをします。 国県町道及びこれに準ずる道路に埋設される給水装置の維持管理を町に委任します。		承認番号 <div style="text-align: right;">号</div>
申込者住所 （給水装置所有者） <div style="text-align: center;">フリガナ 氏名</div>		
申込者より下記のとおり受託し、国見町水道条例、同施行規程その他給水装置に関する諸規程を承知の上施工しますので承認願います。 年 月 日 受託事業者 （指定給水装置工事事業者） 指定No. _____ 給水装置工事主任技術者		
給水装置設置場所	国見町 番地	
工 事 種 別	新設 改造 撤去 工事期間 承認の日より 年 月 日まで（ 日間）	
委任	委任事項 ① 給水装置工事の申し込み及び取り消しに関する一切 ② 町が徴収する手数料等の納入に関する一切	
	委任者 給水装置所有者 住所 氏名	
関係者の承諾	この工事に関する利害関係人の同意はすでに申込者が得ていますが、万一利害関係人その他の者から異議があってもすべて申込者の責任において解決します。	
工 事 金 額	円	
給水栓数その他	給水栓数	栓 受水槽 m ³ 高置水槽 m ³
許 可 条 件		
町が徴収する手数料	手数料 区分 内 訳 手 数 料 設計審査手数料 竣工検査手数料 <div style="text-align: right;">円</div>	
	その他	

※ 施工方法等がわかる図面等を添付すること。

施工承認	課 長	係 長	係 員
工事竣工	課 長	係 長	係 員

量水器	口径	φ		mm
	番号			
配・給水管 分岐 口径	φ	VP	×	mm
	φ	PP	×	mm
	φ	HPPE	×	mm

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

国見町長 様

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

給水管所有者分岐同意書

私所有の給水装置から分岐することを承諾します。
なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

記

承 諾 者

住 所

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

国見町長 様

申込者（給水装置所有者）

住 所

氏 名

土地家屋使用承諾書

本給水装置工事施行のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。
なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

記

承 諾 者

住 所

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

承諾する土地地番

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

国見町長 様

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

誓 約 書

下記の給水装置工事の場所での施行については、第三者から異義があっても、町に対してご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

記

給水装置工事の場所

第 6 号様式 (第 13 条関係)

年 月 日

国見町長 様

給水装置所有者

住 所

氏 名

代理人選定 (変更) 届

次のとおり代理人を選定 (変更) しましたのでお届けします。

記

給水装置の設置場所		国見町	番地
代 理 人	住 所		
	氏 名		

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

国見町長 様

給水装置使用者
（給水装置所有者、給水装置管理人）

住 所

氏 名

メーター亡失（毀損）届

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失（毀損）しましたのでお届けします。

なお、損料等については直ちに弁償します。

記

給水装置の場所	国見町	番地
(理由)		
※メーターの種別	番号	口径
有効期限	年 月 日	取付
		mm
		年 月 日

第8号様式（第15条関係）

年 月 日

国見町長 様

消火栓使用者 国見町消防団長

消 火 栓 演 習 使 用 届

次のとおり消火栓を演習に使用したいのでお届けします。

記

消火栓の設置場所	国見町	番地
消火栓の種別	地上式 ・ 地下式	単 口 ・ 双 口
演習使用日時	月 日 時 分から	時 分まで

(処理欄)

水 量 m³

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

国見町長 様

消火栓使用者 国見町消防団長

消 防 用 水 使 用 届

消防用水として下記のとおり水道を使用したのでお届けします。

記

火災発生	日 時				
	場 所	国見町	番地		
使用した消火栓	場 所	栓	時 間	水 量	摘 要
			自 時 分 至 時 分 分間	m ³	
			自 時 分 至 時 分 分間	m ³	
			自 時 分 至 時 分 分間	m ³	
	計		時間 分	m ³	

第 10 号様式（第 16 条関係）

年 月 日

国見町長 様

請求者

住 所

氏 名

給水装置 ・ 水質 検査請求書

次の理由により、 給水装置 ・ 水質 の検査を請求いたします。

記

1 給水装置の場所

2 検査請求の理由（なるべく詳細に記入して下さい。）

（注） 給水装置、水質について該当する個所を○で囲んでください。

課 長	係 長	係 員

国見町長 様

住 所

氏 名

TEL

上下水道使用量軽減申請書

記

- 1 軽減年度及び期別 _____ 月分
- 2 軽減申請額 _____ 円（裏面参照）
- 3 軽減申請水量 _____ m³ （当月使用水量 _____ m³）
- 4 軽減割合 2分の1 3分の1 4分の1
- 5 理 由

① 漏水場所

② 原 因

③ 処置状況

④ 修理業者名

第 12 号様式（第 21 条関係）

年 月 日

様

国見町長

給水装置の管理義務違反に関する指示書

国見町水道条例第 32 条の規定に基づき、次のとおり指示します。

記

- 1 給水装置の設置場所
- 2 措置指示事項

国見町水道事業給水条例抜粋

(水道使用者等の管理上の責任)

- 第 20 条 水道使用者等は善良な町長の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。
- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第 1 項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

- 第 21 条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(給水の停止)

- 第 34 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第 25 条の使用水量の計量又は第 32 条の検査を拒み、又は妨げたとき。